

日医発第 258 号（保 60）
平成 26 年 6 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 26 年 5 月 30 日付厚生労働省告示第 243 号をもって薬価基準の一部が改正されるとともに、同日付厚生労働省告示第 244 号をもって掲示事項等告示の一部が改正されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」を予定しております。

記

1. 新規格医薬品等の薬価基準収載について

既収載品と同一成分の新規格医薬品等、合計 11 品目（内用薬 9 品目及び注射薬 2 品目）が薬価基準の別表に第 7 部追補(3)として収載されるとともに、平成 26 年 5 月 30 日付保医発 0530 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の薬価基準収載に伴う留意事項が以下のとおり示された。

(1) アボネックス筋注 30 μ g ペン

- ① 本製剤は、インターフェロンベータ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方

法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(2) メマリーOD錠 5mg、同 OD錠 10mg 及び同 OD錠 20mg

本製剤の効能・効果は「中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行抑制」であることから、中等度及び高度のアルツハイマー型認知症であることが確認された患者に対して使用した場合に限り算定できるものであること。

2. 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継について

製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「㊦セチリジン塩酸塩錠 10「BMD」等、合計 8 品目(内用薬 4 品目、注射薬 3 品目及び外用薬 1 品目)が薬価基準の別表に第 7 部追補(3)として掲載されるとともに、旧名称の医薬品「㊦セチリジン塩酸塩錠 10「NUP」等、合計 8 品目(内用薬 4 品目、注射薬 3 品目及び外用薬 1 品目)については掲示事項等告示の別表第 2 に第 4 部追補(1)として掲載され、経過措置品目(使用期限:平成 27 年 3 月 31 日限り)とされた。

3. 調剤報酬における後発医薬品調剤体制加算の施設基準の改正について

「エネーゴ配合経腸用液」及び「ラコールNF配合経腸用半固形剤」が薬価基準に掲載されたことにともない特掲診療料の施設基準が改正され、当該医薬品については、後発医薬品調剤体制加算の要件である後発医薬品の使用割合を算出する際には除外することとされた。

以上

(添付資料)

1. 官報(平 26. 5. 30 第 6300 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について(平 26. 5. 30 厚生労働省保険局医療課長通知)

○財務省告示第七十九号
関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七條の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十五年年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。
平成二十六年五月三十日
財務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省告示第二百四十二号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十六年六月一日から適用する。
平成二十六年五月三十日
厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省告示第二百四十三号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年五月三十日
厚生労働大臣 田村 憲久

第三九号を次のように改める。
九 削除
第三に次のように加える。
四十三 放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法、初発の中樞神経系原発悪性リンパ腫(病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が大脳、小脳又は脳幹であるものに限る。)
四十四 F D Gを用いたポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影による不明熱の診断(不明熱(画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。))

品名	追用名	補内	規格	単位	薬価
アジール錠10mg (ア)			10mg	1錠	93.60
エネーボ配合経腸用液 (エ)			10mL		7.10
サレドカフセル25 (カ)			25mg	1カフセル	4,757.60
ジエノプロフト錠100mg (シ)			100mg	1錠	305.40
セチリジン塩酸塩錠10「BMD」 (セ)			10mg	1錠	46.20
タケルタ配合錠 (タ)			1錠		89.30
フルコナゾールカフセル50mg「サント」 (ナ)			50mg	1カフセル	382.90
フルコナゾールカフセル100mg「サント」 (ニ)			100mg	1カフセル	498.60
メトトレキサートカフセル2mg「サント」 (ホ)			2mg	1カフセル	185.10
メトトレキサート錠5mg (ヘ)			5mg	1錠	137.70
メトトレキサート錠10mg (ニ)			10mg	1錠	246.00
メトトレキサート錠20mg (ホ)			20mg	1錠	439.70
ラコールN F配合経腸用平固形剤 (ニ)				10g	8.40

品名	注	射	規格	単位	薬価
アボネックス筋注30mgペン (ア)			30mg(0.5mL)1キット		39,266
ルセソチニス錠子体内注射用キット10mg (カ)			0.5mg(0.05mL)1筒		181,270
レボホリチン点注用25mg (レ)			25mg	1瓶	1,020
レボホリチン点注用100mg「サ ント」 (ロ)			100mg	1瓶	3,322
レボホリチン点注用125mg「サ ント」 (ニ)			125mg	1瓶	5,332
ラタノプロスト点注液0.005%「サント」 (ハ)			0.005% 1mL		482.90

○厚生労働省告示第二百四十四号
保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び保険業局及び保険業別師療養担当規則(昭和三十一年厚生省令第十六号)第九條本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び相当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九條第一項本文及び第三十條本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき、厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年五月三十日
厚生労働大臣 田村 憲久

品名	追用名	補内	規格	単位	薬価
セチリジン塩酸塩錠10「NUP」 (セ)			10mg	1錠	
フルコナゾールカフセル50mg「マインソ」 (ソ)			50mg	1カフセル	
フルコナゾールカフセル100mg「マインソ」 (タ)			100mg	1カフセル	
メトトレキサートカフセル2mg「マインソ」 (チ)			2mg	1カフセル	
レボホリチン点注用25mg「マ インソ」 (レ)			25mg	1瓶	
レボホリチン点注用100mg「マ インソ」 (ロ)			100mg	1瓶	
レボホリチン点注用125mg「マ インソ」 (ニ)			125mg	1瓶	
ラタノプロスト点注液0.005%「マインソ」 (ハ)			0.005% 1mL		

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成26年厚生労働省告示第243号及び第244号をもって改正され、平成26年5月30日付けで適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬9品目及び注射薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬4品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 142	3, 737	2, 467	25	15, 371

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに

薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬4品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載することにより、平成27年4月1日以降の保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	91	37	33	0	161

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アボネックス筋注30 μ gペン

- ① 本製剤は、インターフェロンベータ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(2) メマリーOD錠5mg、同OD錠10mg及び同OD錠20mg

本製剤の効能・効果は「中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行抑制」であることから、中等度及び高度のアルツハイマー型認知症であることが確認された患者に対して使用した場合に限り算定できるものであること。

4 関係通知の一部改正について

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）の別添1第90の3（1）中「及びラコールNF配合経腸用液」を「、ラコールNF配合経腸用液、エネーゴ配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用半固形剤」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成26年3月5日付け保医発0305第2号)の別添1第90の3(1)

改正後	現 行
<p>別添1 特掲診療料の施設基準等 第90 後発医薬品調剤体制加算 1～2 (略) 3 後発医薬品の規格単位数の割合を算出する際に除外する医薬品 (1) 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤 エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン配合経腸 用液(経過措置品目)、ラコール配合経腸用液(経過措置品目)、 ツインラインNF配合経腸用液、<u>ラコールNF配合経腸用液</u>、エネ ーボ配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用半固形剤</p>	<p>別添1 特掲診療料の施設基準等 第90 後発医薬品調剤体制加算 1～2 (略) 3 後発医薬品の規格単位数の割合を算出する際に除外する医薬品 (1) 経腸成分栄養剤 エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、 エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインライン配合経腸 用液(経過措置品目)、ラコール配合経腸用液(経過措置品目)、 ツインラインNF配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用液</p>

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 アジルバ錠10mg	アジルサルタン	10mg 1錠	93.60
2	内用薬 エネーボ配合経腸用液	半消化態経腸栄養剤 (たんぱく質、脂質、糖質等)	10mL	7.10
3	内用薬 サレドカプセル25	サリドマイド	25mg 1カプセル	4,757.60
4	内用薬 ジエイゾロフト錠100mg	塩酸セルトラリン	100mg 1錠	305.40
5	内用薬 (局) セチリジン塩酸塩錠10「BMD」	セチリジン塩酸塩	10mg 1錠	46.20
6	内用薬 タケルダ配合錠	アスピリン/ランソプラゾール	1錠	89.30
7	内用薬 フルコナゾールカプセル50mg「サンド」	フルコナゾール	50mg 1カプセル	382.90
8	内用薬 フルコナゾールカプセル100mg「サンド」	フルコナゾール	100mg 1カプセル	498.60
9	内用薬 (局) メトトレキサートカプセル2mg「サンド」	メトトレキサート	2mg 1カプセル	185.10
10	内用薬 メマリーOD錠5mg	メマンチン塩酸塩	5mg 1錠	137.70
11	内用薬 メマリーOD錠10mg	メマンチン塩酸塩	10mg 1錠	246.00
12	内用薬 メマリーOD錠20mg	メマンチン塩酸塩	20mg 1錠	439.70
13	内用薬 ラコールNF配合経腸用半固形剤	半消化態経腸栄養剤 (たんぱく質、脂質、糖質等)	10g	8.40
14	注射薬 アボネックス筋注30μgペン	インターフェロン ベータ1a (遺伝子組換え)	30μg0.5mL 1キット	39,266
15	注射薬 ルセンチス硝子体内注射用キット10mg/mL	ラニビズマブ (遺伝子組換え)	0.5mg0.05mL 1筒	181,270
16	注射薬 レボホリナートカルシウム点滴静注用25mg「サンド」	レボホリナートカルシウム	25mg 1瓶	1,020
17	注射薬 レボホリナートカルシウム点滴静注用100mg「サンド」	レボホリナートカルシウム	100mg 1瓶	3,322
18	注射薬 レボホリナートカルシウム点滴静注用125mg「サンド」	レボホリナートカルシウム	125mg 1瓶	5,332
19	外用薬 ラタノプロスト点眼液0.005%「サンド」	ラタノプロスト	0.005% 1mL	482.90